

育児のための主な制度概要

非常勤職員用

休業・休暇を取得したい

育児休業

- 一定期間の休業
(原則2回まで分割取得可・無給)
- 原則子の1歳到達日まで
※父母ともに育児休業をする場合や、
保育所に入所できない等の事情により
やむを得ない場合の例外あり
(最大2歳到達日まで)

育児時間

- ①1日につき2時間まで又は②1年につき
10日相当の時間までのいずれかを選択し取得
- 無給(子が未就学まで)

育児参加のための休暇

- 日又は時間単位の有給休暇
- 5日(妻の産前から出産日以後1年の期間)

子の看護等休暇

- 日又は時間単位の無給休暇
- 1年度に5日(子が2人以上であれば
10日)(小学校3年生まで)

勤務時間帯を変更したい

フレックスタイム制 ※期間業務職員のみ

- 1日の勤務時間数を、7時間45分以外に設定可
(2~4時間の最短勤務時間あり)
- 勤務時間帯を、5時~22時の間で設定可
(9~16時に2~4時間のコアタイムあり)
- 土日以外にも勤務しない日を週1日を限度に
設定可 ※総勤務時間数を保つよう、週単位(1~
4週間)で希望する勤務時間を申告

早出遅出勤務

- 1日の勤務時間数を保ったまま、早出や遅出可
- いくつかの早出遅出勤務のパターンから、
希望するものを選択
(例: 早 7:30~16:15 遅 10:30~19:15等)

各制度の対象要件(チェックリスト)

(共通)

- 勤務日が週3日以上か年121日以上
(育児休業)
- 子の1歳6ヶ月到達日(※子の出生日から
57日間以内の育児休業の場合、子の出生日から
8週間+6月後)に在職の可能性あり
(育児時間の①のみ)
- 勤務時間が6時間15分以上の日がある

超勤・深夜勤を避けたい

深夜勤務の制限

- 午後10時から翌日午前5時までの間勤務
しないことが可能

超過勤務の制限

- 超過勤務の時間数を、
「1月に24時間、1年に150時間」
までに制限可能
※災害等による臨時の勤務は除く

超過勤務の免除

- 超過勤務をしないことが可能
※災害等による臨時の勤務は除く

※各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。

※育児休業期間中は、育児休業手当金又は育児休業給付金の対象とされています。

※取得要件や支給要件の詳細は人事担当者に御確認ください。

休暇を取得したい

介護休暇

- ・日又は時間単位（～4時間）の無給休暇
- ・家族1人に93日まで（3回まで分割可）
- ・期間内に出勤する日を設けることも可

介護時間

- ・30分単位（～2時間）の無給休暇
- ・家族1人に3年間まで

短期介護休暇

- ・日又は時間単位の無給休暇
- ・通院の付添いや、介護サービスの手続の代行（間接的介護）のためにも利用可
- ・1年度に5日（要介護家族が2人以上であれば10日）まで

勤務時間帯を変更したい

フレックスタイム制 ※期間業務職員のみ

- ・1日の勤務時間数を、7時間45分以外に設定可（2～4時間の最短勤務時間あり）
- ・勤務時間帯を、5時～22時の間で設定可（9～16時に2～4時間のコアタイムあり）
- ・土日以外にも勤務しない日を週1日を限度に設定可 ※総勤務時間数を保つよう、週単位（1～4週間）で希望する勤務時間を申告

早出遅出勤務

- ・1日の勤務時間数を保ったまま、早出や遅出可
- ・いくつかの早出遅出勤務のパターンから、希望するものを選択
(例：早 7:30～16:15 遅 10:30～19:15等)

各休暇の取得要件（チェックリスト）

（共通）

- 勤務日が週3日以上か年121日以上
(介護休暇)
- 初日から93日 + 6月後に在職の可能性あり
(介護時間)
- 勤務時間が6時間15分以上の日がある

超勤・深夜勤を避けたい

深夜勤務の制限

- ・午後10時から翌日午前5時までの間勤務しないことが可能

超過勤務の制限

- ・超過勤務の時間数を、「1月に24時間、1年に150時間」までに制限可能
※災害等による臨時の勤務は除く

超過勤務の免除

- ・超過勤務をしないことが可能
※災害等による臨時の勤務は除く

※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。

※ 1日単位で介護休暇を取得した日は、介護休業手当金又は介護休業給付金の対象とされています。

※ 取得要件や支給要件の詳細は人事担当者に御確認ください。